

## 大規模災害に備え

### 「災害時における電気設備の復旧業務の協力に関する協定」を締結

平成19年2月7日  
京丹後市役所

市では、突発的な大規模災害において、市民のみなさんの安全を確保するため組織及び機能を挙げて最大の努力をあらわなければならないと考えています。

しかし、それには市民のみなさんのご協力、ご支援を得なければ災害対応活動を円滑かつ効果的に実施することはできません。そのため、事業所や組織団体等の専門ボランティアの協力体制の確保が急務となっています。

そこで、市民のみなさんとともに創る総合的な「防災」の構築を図るために、災害時における事業所、組織団体等の専門ボランティア（京丹後市災害応援協定）の募集を、今年の7月から新聞、広報紙、HP等を通じて行っています。

今回、丹後電友会、網野電友会、京都府電気工事工業組合間人班、京都府電気工事工業組合久美浜班の4つの団体の申し出により、大規模災害が発生した際、市が設置する施設等の復旧業務及びこれに伴う資器材等の提供を行っていただく「災害時における電気設備の復旧業務の協力に関する協定」を本日（2月7日）締結します。

電気業のみなさんのご協力・ご支援は、重要なライフラインが寸断された災害直後の応急救援として、たいへん有効な手段と期待しています。

#### ■協定締結日 2月7日（水）

#### ■協定団体 ◇丹後電友会

代表者：下川電気商会 下川昌宏

加入業者：峰山町、大宮町、弥栄町 29業者

#### ◇網野電友会

代表者：福本電機 福本文男

加入業者：網野町 20業者

#### ◇京都府電気工事工業組合間人班

代表者：川戸無線 川戸卓夫

加入業者：丹後町 7業者

#### ◇京都府電気工事工業組合久美浜班

代表者：大西デンキ 大西巧二

加入業者：久美浜町 11業者

## 災害時における電気設備の復旧業務の協力に関する協定書

京丹後市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、災害時における電気設備の復旧業務活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、京丹後市内に災害が発生した場合に、甲が行う災害応急対策業務について、乙が行う協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害協力隊の準備）

第2条 乙は、緊急対応を行うため平常時から次の各号に掲げる項目について、常に整備しておくものとする。

- （1） 災害発生時における連絡体制
- （2） 乙の会員等からの情報収集体制

（協力の内容）

第3条 乙の協力内容は、市の設置する施設等の電気設備の復旧業務及びこれに伴う資器材等の提供とする。

（要請の手続）

第4条 甲は、乙に対して要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにした文書（様式1）で要請しなければならない。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに協力隊を編成して出動するものとする。

3 乙が行う業務の災害時における応急活動の対象地域については、乙の会員の所在地の属する市民局管内とし、甲がその指示を行うものとする。ただし、甲が特に必要と認めた場合は、乙の会員の所在地の属する市民局管内以外でも応急活動を行うことができるものとする。

（指揮命令）

第5条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、甲が指定する市職員が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（報告）

第6条 乙は、応急対策業務終了後に、乙の提供した資器材等の数量及び作業内容について甲に報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲は、第3条に掲げる乙の協力に要した経費を負担する。

2 前項の資器材等に要した経費は、災害発生直前の価格により計算するものとする。

3 第1項に定める経費の請求については、応急対策業務終了後、前条で定める報告書の提出と併せて請求するものとする。

4 甲は、前項の請求内容を審査し、適当と認めたときは、これを乙に支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第7条 甲の申請に基づき、電気設備の復旧業務に従事した者が当該業務遂行中の事故により、死亡し、又は障害を受けた場合は、京丹後市消防団員等公務災害補償条例により、これを補償するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成19年 2月 7日から平成20年 2月 6日までとする。ただし、この協定の有効期限満了の日の1月前までに、甲乙双方から別段の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長され、以降も同様とする。

(協議)

第9条 乙は、応急対策活動に参加したことをもって甲に対し、請負等の契約に基づく受注を求めてはならない。

2 この協定に疑義が生じた時、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年 2月 7日

(甲) 京丹後市長                      中      山                      泰

(乙)

(様式 1)

## 応援協力要請書

1 業務内容

2 応援を必要とする日時、場所及び期間

(1) 期間

(2) 場所

3 対策工種

工 種	概算数量	その他

4 その他

平成 年 月 日

様

京丹後市長 中山 泰